

○ 本件で公表する自己資本比率規制(第1の柱)に関する改正告示(附則)の一部改正案(別紙2)と同様の改正を行う告示

告示の題名	根拠となる法令の条項
銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準	銀行法第 52 条の 25

○ 本件で公表する自己資本比率規制(第1の柱)に関する改正告示(附則)の一部改正案(別紙3)と同様の改正を行う告示

告示の題名	根拠となる法令の条項
協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準	協同組合による金融事業に関する法律第 6 条第 1 項
農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準	農業協同組合法第 11 条の 2 第 1 項
漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準	水産業協同組合法第 11 条の 8 第 1 項
労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準	労働金庫法第 94 条第 1 項